



社会保険労務士事務所  
あおぞらコンサルティング

# あおぞらLetter

〒101-0035

東京都千代田区神田紺屋町5 矢野ビル 4F

電話: 03-3526-4277 FAX: 03-3526-4276

担当: 花村

## 育児・介護休業法改正情報 規程の見直しが必要です

今回は、6月に国会を通過した改正育児・介護休業法の主な改正点についてご案内いたします。施行日は未定であるものの、公布日（平成21年7月1日）より1年（改正点の一部については、常時使用の従業員数100人以下の会社は3年）以内には全て施行されることとなっています。本改正に伴い、育児・介護休業規程の見直しが必要になりますのでご注意ください。

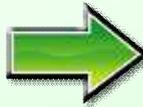


### 1 育児勤務時間の措置等の見直し

現行

勤務時間の短縮  
所定外労働の免除  
フレックスタイム  
始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ  
託児施設の設置、運営に準ずる便宜の供与  
育児休業に準ずる制度

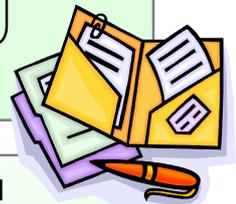
何れかの措置が必要



改正後

勤務時間の短縮  
&  
所定外労働の免除

義務



### 2 子の看護休暇の拡充

小学校入学前の子どもがいる場合

現行

子どもの数に関わりなく年5日



改正後

子どもの数が2人以上  
年10日  
子どもの数が1人  
年5日



### 3 労使協定による育児休業対象除外者の見直し

配偶者が専業主婦（夫）の場合の、育児休業の取り扱いが変更

現行

労使協定により、育児休業の対象者とならないことが可能



改正後

除外対象者と出来ない



### 4 父親も育児休業を取る場合の育児休業の見直し

父母が共に育児休業した場合、1歳2ヶ月まで育児休業可能に（但し、父母それぞれ1年が限度）

父親に限り、生後8週間以内に育児休業を取得した時、期間内で2回目の育児休業の取得が可能に

### 5 介護休暇の新設

介護休業の対象となる家族を介護する為の介護休暇を与えることが必要に

要介護状態の家族が2人

年10日

要介護状態の家族が1人以上

年5日



### 6 公表制度、罰金の新設

法違反をし、勧告を受けたにも関わらずそれに従わなかった場合

企業名公表

虚偽の報告をした場合

20万円以下の罰金に

公布日より3ヶ月以内に施行

施行日等の詳細は、決定次第、後日改めてお知らせいたします。